

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	市の保育理念・保育基本方針が定められており、それをもとに保育所の保育目標３項目を定め、事務室や各保育室に掲示して、適宜職員も確認しながら保育活動にあたるように配慮されている。また、保育業務に関するマニュアルなどは各職員が所持しており、必要に応じて確認ができるように配慮されている。保護者に向けては、重要事項説明書に保育目標を明記し保育所便りなどでも保育理念などを伝えており、懇談会資料にも掲載して説明を行っている。保護者アンケートの結果からは保育目標・方針を知っていますかの問いに対して「あまり知らない」「まったく知らない」という回答も見られることから、さら保育理念・基本方針、保育目標を保護者参加の行事などでの取り組みやプログラムに合わせ関連付けて適宜伝えたり、折に触れて思い起こすきっかけを提供するなど、保育所としての活動の理解につなげていくさらなる工夫も検討されたい。

Ⅰ－２ 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	市では「子ども・子育て支援計画」に基づき、保育所の運営に関しての分析を行い、計画に沿った運用が進められている。社会福祉事業に関する動向や子育て制度の動きなどの最新情報は、社会福祉に関する専門誌や保育関連の雑誌、新聞記事などから把握し、関連する資料などは事務室で保管して職員が必要に応じていつでも見られるよう整理している。特に重要と思われる情報については職員間で回覧して周知と共有につなげている。市から送付される文書類は職員間で回覧するとともに、事務室でファイリングして保管し適宜確認できるように配慮している。「あそぼう会」を行い地域との交流活動も進めているが、参加者が減っていることから内容やPR方法の見直しが必要と認識しており、参加者や保護者へのアンケート調査、施設の見学者などから意見・要望を把握するなど、地域におけるニーズを収集してさらなる取り組みにつなげられることも期待したい。
Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	保護者から寄せられる意見や要望、行事後のアンケート調査結果などを参考にして、保育活動の改善や施設の改修などの取り組みに活かしている。行事については年度末に年間の反省を行い、次年度の行事案につなげている。寄せられた要望や意見などは職員会議の場で検討・協議を行い、必要経費を確保して子どもたちの楽しい保育・発育などに取り組んでいる。予算外のものについては市に提案して対処したり、周辺居住者からの苦情を受けて、路上駐車に対応する職員を配置するなどの配慮に努めている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	b	<p>市の子育て支援に関する5年間の「子ども・子育て支援事業計画」が策定されており、幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することを目標としている。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、地域社会の中で子どもが等しく健やかな成長を続けられる環境づくりが進められている。保育所では市の保育理念・基本方針を受け、3つの保育目標「健康な子」「思いやりのある子」「意欲的に行動し考える子」を定めて、日常の保育に活かすとともに、地域の保育拠点としての活動に努めている。保育所が現在抱えている課題や保育活動の有用な進め方、地域との交流促進などに関してより具体的に取り組んでいける目標となる指標を設定し、保育所独自の3年間程度の中期計画を全職員からの協議・合議をもとに取りまとめ、さらなる子どもたちの楽しい保育所生活につなげられることも期待したい。</p>
<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a	<p>市の子育て支援に関する計画では、親と子の健康づくり、地域の中で子育てを支える、子どもが自ら育つ環境をつくる、子どもを育てやすい環境をつくるの4つの大目標を定めて様々な施策・取り組みが進められている。保育所のできる活動や果たすべき役割などに沿って、保育活動の中心となる保育課程を取りまとめ、それをもとに単年度ごとの保育指導計画や行事計画などが作られ、保育所の活動が展開されている。保育所の置かれている現状を鑑み、地域特性を活かした政策や施策を立案・実施する能力の向上を図る、積極的に説明責任を果たし適切な接遇態度で業務に臨む、メンタルヘルスに対する理解を深め自己ケアや組織・職場としての対応・対策の強化を図る、女性職員のキャリアデザインや育成支援を行い活躍推進を図ることを明記した実施計画が策定されている。今後は市立保育所として果たすべき役割や具体的に実施していく内容、実施していきたいことや改善していきたいことなどを職員間で再度確認し、年度毎に取りまとめて保護者や職員に向けて明示し、保育目標の達成に向けたさらなる取り組みも進められたい。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	市の保育所運営方針、入所乳幼児及び保護者の意思及び人格を尊重し当該入所乳幼児の立場に立った保育を提供、保護者への支援に努め地域の子育て家庭に対する支援及び異世代交流の充実に努める、入所乳幼児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行うため家庭との連携を図る、関連法令を遵守して保育を提供に沿って、各種計画が策定されている。保育に関する各種の指導計画は、保育課程を基に子どもたちの状況、保護者からの意見や要望などに配慮して取りまとめられ、職員会議などの場を通じて共有され保育活動が行われている。また、行事や避難訓練、地域の子育て家庭との交流としてのあそぼう会などの取り組みを行い、各行事の終了後には職員会議で反省を行い、保護者アンケート等からの要望などを踏まえて行事内容を見直し全職員でさらに良いものとするため、次年度の行事計画の策定に活かしている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	入所時には保育理念・基本方針・保育所の保育目標などを保護者に伝え、年度初めの保護者総会・クラス懇談会の際には年間行事計画やクラス目標・保育のねらいに関する資料などを配布して、説明と周知を行っている。保育所たよりを毎月発行し、月の行事予定などはスケジュールとして伝え、保育活動の様子などをクラスのボードなどで保護者に向けて知らせている。また、週案日程を室内に掲示して日々の保育活動の予定を伝え、保育所での取り組み計画を共有してもらえよう努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	行事後には行事内容などの反省を行い、保護者向けのアンケート調査を実施し集計結果を保護者に返すとともに、今後に向けての課題を見つけ改善や見直しにつなげている。子どもの状況に応じたケース会議や乳幼児会議、延長保育パート会議などを行い、保育内容の質の向上に努めている。また、市全体で年齢別会議を実施し、各保育所に持ち帰って報告して職員間での共通認識に活かしている。さらに、日常の保育活動に関する意見はインターネットを利用したアンケート調査を取り入れ、保護者が意見を言いやすい体制を整備し提出率の向上を図っている。保育の指導計画は毎期ごと、月毎及び週末に評価・反省を行い、振り返りを行っている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	保護者参加の行事についてはアンケート調査を行い、提出された意見や要望などをもとに職員会議などで話し合い、課題を明確にして改善の必要のある事項については、次年度の計画に反映できるように配慮している。指導計画に関しては、決まった時期に評価・反省を実施し、次期計画の策定に活かしており、月間の保育指導計画は職員会議で協議して職員間で共有している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>所長・主幹・主査の役割は「所長の仕事業務」「主幹・主査の役割分担」として書面で明示されており、保育所内の組織図が整理され各担当者がどのような体系で連携していくかを明確にしている。所長は保護者対応や保育所における活動全般の総責任者としての立場を明確にし、リーダーシップを活かして保護者や職員とのコミュニケーションを大切に、職員の保育活動を支援している。また、年度初めの職員会議で所長の役割を伝え、毎月実施される所長会議の内容を報告している。主幹は所長を補佐しつつ、各役割にしたがって職員の指導・支援や保育活動が順調に滞りなく進むように配慮している。</p>
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	<p>保育者としての倫理と態度が「保育所保育マニュアル」に整理されており、入職時の職員研修で説明し、職員会議で読み合わせを行い相互に確認している。また、市内研修や年２回の自己評価の際にも再確認され共有されている。「保育所保育マニュアル」には子どもの人権への配慮、専門職としての姿勢、社会的ルールの尊重、日常の保育において気をつけたい言葉と態度、研修について掲載されている。「保育所保育マニュアル」は事務室に常設されており、必要に応じて適宜職員が確認できるようになっている。子育てに関する新たな制度の変更などについては、市保育課と共に勉強会などを行い、今後の保育活動への取り組みにつなげている。</p>
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>職員会議で各クラスの取り組みを発表・共有して子どもたちの楽しいにつながる保育活動を進めている。乳幼児部会、延長保育パート会議などの定期的な会議を行い、職員間での意思の疎通やコミュニケーションを図り、保育所の現状を把握し、課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整えている。保育活動などに関する所内研修や研修報告を行い、保育の質向上に努め、新しい取り組みができるように工夫して人材の育成にもつなげている。</p>
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>職員の気づきや提案、保護者からの意見なども保育活動に反映・活かしつつ、子どもたちや保護者がより利用しやすい保育所づくりや職員が働きやすい職場作りに向けて、改善や施設の修繕などに努めている。限られた予算内でも保護者からの要望や職員の意見などを考慮して、効率よく保育所の運営が進むように配慮しており、無理のない範囲での節電などの節約にも努めている。年度毎に保育所の備品購入や修繕要望などに優先順位をつけて市に提出し、子どもたちの楽しい・発達につながる保育所となるように、安全で使いやすい施設を目指している。</p>

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	職員採用は市の担当課で対応しており、保育所からは希望する人材の条件などを提出して的確な職員の配置につながるよう努めている。また、人材育成に関する基本指針が市で定められており、基本指針に基づき各職員にとって必要と考えられる内容に合わせ研修計画が作成されている。各職員は保育活動の質の向上、保育者としての資質のさらなる向上に向けて、職種別の研修や専門の研究活動などを行い日常の保育活動に活かしている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	市の制度として人事考課制度・管理職昇格試験が定められており、年度毎に人事考課が行われている。年１回、担当部課長による所長への聞き取りが行われており、その際には全職員から事前に提出された異動などに関する希望状況を確認した上で、市内保育所内での異動や配置などの参考資料として用いられている。また、保育所内では個人面談から把握した職員の希望などに配慮して経験年数や資質などを考慮し、クラス担任や役割担当の配置などを決めている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	各職員の就業状況については勤務シフトに照らし合わせて確認を行い、超過勤務とならないよう努め、休暇などはできるだけ希望に応じて取得できるようにしており、研修への参加については業務との兼ね合いを考慮して勤務シフトに配慮している。さらに必要に応じて市と契約したメンタルヘルスなどの専門機関の指導が受けられるように考慮され、職員全員がアンケート調査に回答している。また、年２回の職員面談や日常の保育におけるコミュニケーション、朝の打ち合わせなどを通じて職員意向や状況等を把握しており、面談では職員が事前に記入した「自己評価チェック表」をもとに職員の意向を把握するほか、自身の課題と改善点などを確認して職員一人ひとりの振り返りや自己点検の機会として活かしている。福利厚生面では県の市町村職員共済組合に加入して、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどを配布して情報を提供しており、提携施設などを利用ができるようになっている。

Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	市の職員研修、所内研修の他、外部研修などへの参加も可能であり、研修担当が決められ情報が提供され職員間で回覧をして周知されている。メンタルヘルス研修には職員全員が参加するように配慮されており、様々な研修への参加、年２回の自己評価・個別面談などの機会を活かして、一人ひとりが保育の内容の向上・資質のさらなる向上に努めている。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	市の「職員研修事業概要」の中で研修についての考え方として、福祉サービスのための技術や質の向上、求められる職員の基本姿勢や意識などが示されている。年度実施計画に沿って職員研修に関する重点目標を定めて、法務能力及び政策形成能力の強化、説明責任及び接遇の向上、対人関係能力及びメンタルヘルスケアの強化、女性職員の活躍躍進を目指している。在籍年数（採用年度）・役職に応じて年度毎に階層別研修や専門研修、特別研修が計画され、職員は保育活動に必要な研修などに参加し、保育の内容の向上・資質のさらなる向上に努めており、所内研修ではマニュアルの読み合わせや書類の記入の仕方、AED訓練などが行われている。また、年２回「なぜなぜ分析」を取り入れ、子どもたちの行動や成長などへの理解促進や保育活動の質向上に活かしている。
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	保育所での行事や職員の休暇などの調整をしてできるだけ希望の研修に参加できるように配慮されている。研修参加後は、「研修等復命書」を取りまとめ個々の研修成果を見直し、所内で報告を行い研修内容の再確認などにつなげ、職員間での周知・共有に活かしている。「研修等復命書」には、研修内容、研修の成果、所長の意見が記入できるようになっており、参加した研修についての評価と振り返りができるように配慮されている。研修の記録を蓄積して次年度の研修計画に反映できるようにしているが、さらに職員個々の研修成果が保育活動にどのように活かされ、子どもたちの発達・成長などにどのようにつながったのかを評価する工夫なども期待したい。
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れにあたって、意識や留意点、手順などを「実習生の受け入れ」に関するマニュアルに明記しており、個人情報の扱いを含めて主幹が実習生にオリエンテーションで説明した後、職員全体に伝え周知している。また、実習生には個人情報の守秘義務などを記載した誓約書にサインと押印をもらっており、受け入れる職員双方で個人情報の遵守を徹底している。実習終了後は反省会を行い、評価表を作成して実習の成果を取りまとめており、今年度も多くの実習生の受け入れを行っている。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	保育所の情報は市のホームページで公開されており、地域に向けての情報提供は保育所の掲示板などを活用して適宜行われている。「あそぼう会」のお知らせなどを掲示して地域に居住者に保育所情報を公開しており、市の子育てネットで紹介されることもある。また、情報公開の請求があった際には市の個人情報保護規定に沿って的確に対応する制度が整備されている。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	毎年度、市立保育所のうち1カ所を対象として県の第三者評価制度を受審し、保育活動の質の向上・保育所組織の運営効率化・適正化につなげている。また、県や市の行政監査を定期的を受けており保護者に向けては重要事項説明書をもとに新しい制度について説明したり、おたよりや年間行事計画などを通じて保育所の取り組みを伝えている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域の子育て家庭を招いてホールでのリズム遊びやクラスでの活動を体験したりする「あそぼう会」を行っている。年間計画・月毎のポスターを保育所の掲示板に掲載するなど、地域居住者の方々の参加促進を図っているが参加者が減ってきており、活動の内容の見直しや宣伝の方法検討などが必要と保育所では考えている。また、おはなし会の人々が保育所を訪れ、子どもたちに絵本の読み聞かせをしてくれたり、コミュニティセンターによる音楽やダンスなどの出張教室も受け入れ、子どもたちが交流を楽しんでいる。近隣の児童館を訪問して亀や魚などの自然に触れたり映画鑑賞を楽しみ、科学技術体験センターでは科学や工作の体験を行い、地域資源を活用した取り組みが展開されている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	「ボランティアの受け入れ」に関するマニュアルが整備され、受け入れにあたっての意識、留意点、手順などが明確にされている。受け入れは市保育課が窓口となり、基本的な保育への考え方などを伝え、オリエンテーションで細かな確認などを行い、個人情報の保護などを盛り込んだ誓約書等を取り交わしている。読み聞かせや高校生のボランティア部、中学生の職場体験などを受け入れ、保育補助やゲームでの交流、手品、サンタクロースなどに扮してもらうなど、子どもたちとの楽しい交流の場につなげている。

<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所の入口には「おさんぽマップ」が掲示され、児童館や科学技術体験センターなどの周辺施設や子どもたちが散歩で出かける公園などが明示されている。子育てに関連する機関として、市役所・発達支援センター・保健所・児童相談所、小児科医・歯科医・病院などの医療機関と必要に応じて連携が取れるようになっており、事務所には医療や消防などの緊急連絡先が一覧表で掲示されている。必要に応じて職員会議を通して職員に周知し、保育活動の充実・子どもたちの健康管理・安全対策などにつなげている。また、保護者の子育てニーズに合わせて子育てに関連する情報が得られるように、市役所や関連機関からのパンフレットなどを置いたり、近隣の児童館や科学技術体験センターなどの事業について各家庭に向けて配布物で知らせたりしている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a</p>	<p>地域との交流として「あそぼう会」を行い、子どもたちとの交流を図って子育て家庭から様々な意見を聞いたり、保育所見学会では地域の子育てに関する地域ニーズを直接収集できるように配慮している。また、関連機関や団体との連携を活かして具体的な福祉ニーズの把握にも努めている。</p>
<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>現状では地域の子育て家庭を招いての「あそぼう会」が中心的な活動であるが、参加者が減ってきており、保育所では活動内容の再検討や情報の提供方法などの見直しが必要との認識であり、今後の企画・取り組みにも期待したい。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育者として守るべき倫理や規範などは「保育者としての倫理と態度」の書面に取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度についても具体例を示して文章化され、職員会議での読み合わせなどを通して共通認識化に活かされている。「保育者としての倫理と態度」は現場の職員の意向を反映させて作成され保育マニュアルに収録されており、業務にあたって必要な手引きなどとして全職員に配布している。また、保育マニュアルは事務所にも常備されており、全職員が適宜確認できるように配慮されている。行事後のアンケート結果や保護者会での内容などは職員会議や朝の打ち合わせで報告し、職員間で共有されて保育活動に活かされている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育マニュアルに収録した「保育者としての倫理と態度」の書面の中に職員としての守秘義務について記載し共有しており、子どもたちのプライバシー保護についても保育マニュアルの中で明記して、全職員に周知し共通理解につなげている。また、子どもたちの記録・資料（児童票等）は事務室の鍵のかかる書棚に個々のファイルで管理して保管している。個人情報の取り扱いについては、情報の使用目的や保育所内での子どもの写真・名前の掲示、保育所児童保育要録などの取り扱いについてマニュアルで明示しており、重要事項説明書を通じて保護者へも周知を図り同意書を提出してもらっている。保育士体験での子どもの写真・ビデオ撮影の禁止や保育所内での写真掲示、見学者やボランティアへの個人情報の漏洩に関する配慮などを徹底している。人権について市の「人権施策推進指針」に沿って、分野別人権課題への取り組みが進められており、子どもの権利・意見が保育活動の中でも尊重されるように配慮している。

Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	市のホームページや広報誌で保育所に関する情報を掲載したり、保育所で毎月行われる「あそぼう会」の地域子育て支援事業については保育所の掲示板にお知らせのポスターを掲示して周知に努めている。また、保育所見学会を９月に開催し、概要の説明や子どもの様子・保育所内の見学を行い、所長が対応して保護者からの質問などにも答えている。また、保護者の状況に合わせて見学は随時受け入れ、所内を案内したりパンフレットなどに基づいて丁寧に説明をしている。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所説明会が３月に行われ、「保育所生活のお知らせ」をもとに保護者に説明をしている。保育所からのお願い事項や病気時の対応、慣れ保育の日程、地震及び災害時の対応、完全給食に関するお知らせなどの重要事項とともに、子どもの服装や保育所生活に必要な持ち物を乳児組と幼児組に分けてイラストなどでわかりやすく説明している。重要事項説明書も整え、保護者に向けて丁寧な説明に努めるとともに、説明内容に関する保護者からの同意書を提出してもらい、内容の確認と承諾を受けている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立保育所への転園の際には児童票などの関係書類の引継ぎを行ったり、運動会への修了児の招待など保育所の行事にお誘いするなどして、子育てへの支援継続ができるよう配慮している。また、転園児や修了児には絵や手形、制作帳などの思い出をまとめたものを渡しており、先生に会いたいからと子どもたちが保護者とともに来所して元気な顔を見せてくれることもある。
Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者からの意向や要望などを的確に把握するため、行事毎のアンケート調査の実施、新入所児の家庭訪問、個別面談を行い、保育参観・保護者会・保育士体験などの機会を通じて得た意見や要望などは次年度の行事や計画に反映できるように配慮している。保護者の要望等に対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内の掲示や保護者会などを通じて知らせることで、保護者の満足度の上昇につながるよう保育活動等に取り組んでいる。また、保護者の満足度の上昇を目指す姿勢について、事業計画や保育マニュアルに明示し、職員間で共有している。

Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>重要事項説明書の中に「保育内容に関する相談・苦情」について整理し、相談・苦情についての受付担当者は主査、解決責任者は所長であること明示して4月の保護者会でも伝えている。また、保育所内にも苦情解決のお知らせを分かりやすく掲示して、責任を持って対応している。苦情への対応については、市保育課と連携を取って職員間で対応策などを協議し、解決に向けて的確に対処できるように配慮している。また、保育マニュアルには「苦情の対応」として、苦情を受け止める姿勢、苦情の聞き方などを明記するとともに、苦情解決の流れがフロー図で整理して明記されている。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者との日頃からのコミュニケーションを大切にしており、送迎時の保護者との会話や気軽に相談しやすい雰囲気作りに心がけている。必要に応じて所長あるいは主査と担任が保育士体験の後などの機会に保護者との面談を行い、保育所への意見や要望などの把握に努めている。保護者の意向はクラス懇談会と個人面談、行事後の感想、意見箱、日々の会話などからも把握しており、検討結果や保育所の対応などは保育所たよりなどの書面で報告するとともに所内に掲示をして周知を図り、職員会議などで職員間でも共有して対応している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者から口頭で相談や意見が伝えられた場合には、所長に報告して結果を保護者・職員に伝えて対応している。お楽しみ会での会場の入れ替えや保護者が参加しやすいようにとの二部制の導入、誕生会への参加に関する配慮など、保護者から寄せられた要望に的確に応えている。</p>

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	「事故・非常・災害時等の保育所対応マニュアル」が作成され、職員間で周知・共有されている。日常保育における安全対策としてはチェックリストを用いた毎月の遊具の安全点検、火災・地震時の避難訓練、不審者対応訓練を通して安全教育を行っており、各訓練については掲示などにより保護者への周知を図っている。事故発生マニュアルを全職員で検討し必要に応じ見直しを行い、AED研修を受けるなど救急救護に関する対応も進めている。各職員は常に子どもたちの安全に気を配り、役割分担を決め子どもたちの事故が未然に防げるように努めている。市の防災メールを活用した保護者に向けて子どもたちの安否情報や被害情報などを伝える体制も整えられている。今後は事故などの事例をもとに職員間で検討・協議を行い、保育室及び保育所全体でのハザードマップを作成するなど、より具体的にどのように対応すれば事故などを未然に防げるのかを考慮して対策を進めたり、これまでに蓄積されたヒヤリハット報告を整理・集計して場所や時間帯、子どもの年齢などでまとめ、さらなる事故の防止対策などに活かされることも期待したい。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症発生時については「保育所保健マニュアル」が整理され、職員間での周知・共有が徹底されている。感染症の発生時には掲示やおたよりなどにより、速やかに保護者への周知を促している。また、子どもたちへの手洗い・うがいの励行、保育所内でのノコの予防対策を実施したり、嘱託医と連携した感染症情報の把握・周知などを行い、子どもたちの健康配慮に努めている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	地震発生時マニュアル・風水害竜巻発生時行動マニュアルを基に、全職員で話し合いを行い、避難経路や手順などを確認しており、訓練では保育室のどこが安全かを子どもたちとともに周知・共有している。地震・災害時の対応については、避難訓練年間計画に基づき毎月避難訓練を実施し、年1回消防署の職員が来所する訓練も行い、起震車での地震体験や水消火の訓練などが実施されている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市立保育所運営規定に記載している。保育マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル、看護業務マニュアルなどが文書化され、これらのマニュアルに基づいて保育活動が実施されている。また、延長保育時の手順がホールに掲示され、職員間での確認に活かされている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	所長会議・主幹会議で一連のマニュアルの確認と見直しを行い、看護師会議では保健に関連するマニュアル、栄養士会議では食事に関連するマニュアルの確認と見直しを行い、修正や改善などがあった場合には各保育所に改訂された内容を配布し差し替えてもらう体制となっている。また、所内の計画に関しては保育課程に基づいて、年度毎に年間指導計画を見直し作成すると共に、月間指導計画や週案の作成に活かし、定期的に見直し・反省を行い、次期計画策定につなげている。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別 的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園時には、健康調査票や乳幼児生活調査票を保護者に提出してもらい、子どもの家庭環境や生育暦を把握している。毎年春に家庭訪問を実施し、定期的に個別面談を行い、個別の情報を受けやすくしている。入所後は、個々の家庭の状況や子どもの育ちの過程に沿った一人ひとりに応じた保育体制が取れるように、保育園目標や年間指導計画、月間指導計画を作成している。週案については反省を基に次の週案を作成している。また、2歳児以下のクラスは個別の月間指導計画を作成し、3歳児以上クラスは個別に配慮の必要な子どもについて個々に応じた計画が策定されている。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	年間指導計画は年度末に、月間指導計画は毎月定期的に職員で評価・反省を行い見直しをしている。行事毎に職員会議で振り返りを行い、保護者アンケートを実施して意見を集約し、次年度の計画策定に反映している。保育日誌に毎日の保育の記録と評価や週のねらいを定めて保育の見直しをしている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	子どもの日常の様子は2歳児以下のクラスでは連絡帳に日々記録をしており、他のクラスの保育日誌は日誌会議録に記載して職員間で供覧している。前日の保育の状況についての連絡内容や共有すべき事項などは朝の打ち合わせで報告して周知しており、緊急時の対応なども朝の打ち合わせ内で行うなどの配慮をしている。また、子ども一人ひとりの成長や発達などに関する記録は児童票に記録し保管しており、必要に応じて職員が内容を確認したり追記するなどの更新を行い、最新の情報が共有できるようにしている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもたちに関する各種の資料は情報公開制度の手引き、ファイリング・システムの手引きに基づいて整理されている。ファイル類は事務室の定められた鍵付きの書棚に管理・保管されており、早番の職員がファイリングされているキャビネットを開け、最終当番の職員が施錠している。また、事務室に誰もいない時も施錠をするよう配慮している。事務室内で使うパソコンは指認証で管理されており、職員によってアクセスできる情報の範囲が制限されており、労務管理や職員データなどは所長にアクセス権限が限定されている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	市の保育理念に基づき、保育所の保育方針と保育目標・子どもの発達課程や家庭環境を踏まえて保育課程が編成されている。毎年、年度初めの4月には全職員で見直しを行い、子どもの発達や家庭の状況の実態に合わせて保育課程を編成している。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育室は子どもが安心して活動できるように、床は弾力性のある材質に補修し、危険個所には安全面に配慮した環境が工夫されている。園庭には乳児専用の空間があり、年齢に合った砂場や遊具が整備されている。0歳児は個別の指導計画が作成され、日々の子どもの姿を連絡帳を通して保護者に伝え、家庭との連携を図り保育ができるように配慮している。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために5分間隔で呼吸のチェックが行われ記録がなされている。看護師による日々の健康観察が行われ、子ども一人ひとりの状態に応じたさらに丁寧な対応がされるように工夫されたい。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育室は子どもが安心して活動ができるように床や危険個所に配慮し工夫した保育環境が設定されている。園庭には専用の空間があり、年齢に合った砂場や遊具が整備されている。1・2歳児は一人ひとりの育ちに合わせた配慮やかかわりができるように個別の指導計画が作成されている。子どもの日々の姿を連絡帳を通して家庭に伝え、連携を図りつつ子どもの成長を支え合っている。自然に恵まれた環境にあることから、日中は近隣に散歩に出かけることもある。年齢に応じた内容の紙芝居やパネルシアターなどを活動の合間に盛り込んで楽しんでいる。保育室の玩具は取りやすい高さに整理されている。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	月間保育計画を年齢別に、発達の特徴を踏まえて養護・教育の5領域に分けて作成され、個別配慮にも応じたかかわりが図られるように保育が行われている。縦割り保育を月に1回定期的に行い、異年齢児との交流を深めていることで、子どもからの自発的な発言で他のクラスとの交流が安全な保育体制のもとで進められている。年に4回理学療法士によるワークショップを実施したり、自然に恵まれている環境を活かして所外に散歩に出かけて身体を動かす遊びを取り入れたり、自然の環境を実感できる機会を持ち、子どもたちが季節の移り変わりなども感じられるように配慮している。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とかかわりに配慮されている。	a	月間計画に小学校との連携の記入欄が設定され、計画的に活動が実施されており、入学を前に行われる幼保連絡会議に担任が出席して情報の共有などがなされている。年長児が近隣の小学校を訪問して1年生と昔遊びを通して交流したり、学校の雰囲気に触れたりなどの就学に向けた経験をしている。保育要録を作成して保護者に同意を得た上で、入学先の小学校に送付して学校との連携を図っている。保護者と就学時の健康診断についても話し合っている。修了児の1年生を運動会に招待したり、小学校の先生の訪問を受けたりして話を聞き、子どもにとって楽しい時間を設定している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	毎日朝夕に「安全チェックリスト」で点検内容に沿って安全で衛生的な環境を確認している。0・1歳児クラスの保育室は、発達に合わせて安全に活動できるように配慮・工夫されている。3歳児以上のクラスの保育室も整理整頓され、保育室を有効に使える空間として工夫している。朝の打ち合わせで、その日の保育が穏やかに安心して、一人ひとり生活できるように連絡し合って調整している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	園庭は2歳児以下専用と3歳児以上専用に分かれて遊ぶ場所があるため、子どもと保育者が安心して伸び伸びと遊び込める環境が整備されている。食事のあいさつや食後のうがい、箸を使っての食事・歯磨き、排泄面など基本的な生活習慣は年齢に合わせて計画的に行っている。
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	3歳児以上クラスでは月1回定期的に、縦割り活動を行って年齢を超えて交流をもっている。日常の保育の中で、2歳児以下クラスに遊びやお手伝いに行きたいと子どもから自発的な発言ができる時もあることから、安全な状況を確認して子どもの意見を認めている時もある。年長クラスが主体となって、年齢に合わせた作業を分担し芋煮会を楽しんだりもしている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	自然に恵まれた環境にあり、その環境を十分に活かし散歩に出かけて自然に触れるように工夫している。拾ってきたどんぐりや虫などを子どもの興味に合わせて、季節感を味わい保育活動に展開している。地域の児童館で地域の子もたちと一緒に遊ぶこともあり、交流にもつながっている。また、科学技術体験センターでは職員とともに科学や工作の体験などを行っている。
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	年間指導計画を基に、人形劇鑑賞や読み聞かせの交流をしている。コミュニティーセンターとの交流で音楽、制作、ダンスなどの表現活動や保育所以外の人々との出会い、ふれあいを体験している。
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	年に2回「新保育指針に基づき自己チェックリスト」を使い、自己チェックを行っている。自己評価で自分の保育の気づきができ改善に活かされている。「なぜなぜ分析」を年に2回行い、子どもへの理解・保育の質の向上につなげている。外部の研修へは計画的に復命書を提出し、研修報告書を作成して職員会議で共有しており、運動遊びなどは日々の保育活動の実践に活かしている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	年度初めに、保育マニュアル・保育所の役割と使命・保育の原理や基本理念などを職員で読み合わせて確認している。新保育指針に基づく自己チェックリストを活用して保育の振り返りを行っている。毎月、月間指導計画検討会議を行い、一人ひとりの育ちに向き合った受容的な保育ができるように子どもに対する理解を深めている。週案はクラス担任同士で調整し、一緒に散歩に行ったり園庭で遊ぶなどの活動をしている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	個々の育ちに沿った個別の月間指導計画を作成し、日々の子どもの姿を保育日誌に記録して、個別支援が適切にできるように配慮されている。臨床発達心理士による定期的な巡回指導やケース会議が行われており、全職員で共通認識して保育にあたるようにしている。年に3回、低年齢障がい交流を行い、児童発達支援センター・教育相談・保健センターと連携して担当者会議を行い、子どもの特性を活かした保育内容や方法を話し合い実践に活かしている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b	2歳児以下クラスと3歳児以上クラスに分かれて延長保育年間指導計画が作成されており、一人ひとりに温かいかわりや配慮ができるよう計画性を持った取り組みになっている。延長保育マニュアルによって日々の保育が進められるように周知している。また、毎月保育パート会議を行い、情報の共有や子どもの保育環境について検討し改善をしている。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>入所時には園医によって子どもの健康診断が実施されており、2歳児以下は毎月健康診断が実施され、3歳児以上では年2回行われている。2歳児以下クラスは各自の連絡帳を用い、3歳児以上クラスでは健康カードを利用して、日々の子どもの健康状態の視診を行っている。看護業務マニュアルが作成されマニュアルに沿って、感染症の対応や日々の保育室の衛生管理・安全管理などに努めている。看護師が全園児の健康状態を把握し、保護者へ情報を発信している。医師の指示があれば与薬依頼書を受けて、看護師が薬の管理を行い投薬をしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>園庭で子どもたちが季節の野菜、ナス・きゅうり・ピーマン・ジャガイモ・サツマイモなどを育て、自らが収穫した野菜を使ってクッキング保育を栄養士の指導を受けながら行っている。各クラスで作業を分担してカレー作り試食会を行ったり、年長クラスによる芋煮会では祖父母の方々を招待して食を通した楽しい保育の実践が進められている。誕生日会・行事の会食・お別れ遠足のお弁当・バイキングなども行われ、子どもたちの楽しい食につながっている。栄養士が子どもたちに向けて栄養指導を直接行い、基本的知識を得ることに活かしており、保育士と調理師の連携による保育所全体で取り組みとなっている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所給食委員会が2カ月に1回、栄養士や調理師・所長などの代表が集まり、献立案検討を行っている。検討会議の議事録は職員に回覧して食への関心と献立への理解を深めている。0歳児クラスの離乳食や子どもの体調などによる給食の対応については、調理師と連携を密にし子どもに提供されている。日々の喫食状況については、残飯確認をして子どもの様子を報告し合っている。時には、調理師が保育室を廻って子どもたちの食事の様子を確認して献立や調理方法の検討などに活かしている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>健康診断は、2歳児以上のクラスは毎月、3歳児以上クラスは春と秋の2回に実施している。歯科検診は6月に実施しており、身体測定は2歳児以上は毎月、3歳児以上のクラスは2カ月毎に実施し、連絡帳などを通して保護者に伝えている。看護師が全ての子どもの健康や身体面での成長を把握して個々の状況に応じた健康配慮や対応などにつなげている。</p>
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー対応マニュアルに沿って子どもなど、配慮を必要とする子どもへの対応を職員全体で認識して配慮している。食物アレルギーで除去の必要な子どもは、医師の指示書に従い、年度初めや変更時に栄養士・調理師・看護師・担任と保護者が話し合いを行い、毎月末には担任と保護者で献立表をもとにして確認を行っている。アレルギー食の提供にあたっては給食室の前で声をかけ、名前の付いたトレイを給食室からクラスに持参して配膳している。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所給食衛生の手引きをもとに、食材の管理や調理工程、調理器具などの衛生管理に細心の注意を払い、食中毒などの発生を予防している。栄養士や調理師は毎日の健康状態をチェックリストを用いて把握し、給食従事者健康観察記録に記入して調理業務に従事している。また、毎年保健所による立ち入り検査を受け、衛生管理に万全を期している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	年度初めの懇談会では栄養士が食に関する内容の話をしており、給食やおやつレシピ配布、毎月献立表や給食だよりを発行して保育所での食事の内容を伝えている。毎日の給食を展示して、給食の献立内容を知らせたり、作り方のレシピを給食たよりに掲載するなど、食への関心や連携を保護者とともに図るようにしている。年長児のカレーやクッキー作りなどのレシピを作成して家庭でも子どもと一緒に作れるよう配布している。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	毎年春には家庭訪問を行い、子どもの家庭での様子を知り個別の支援・対応が密に取れるようにしている。2歳児以下クラスは個別の連絡帳で保育園と家庭の様子を連絡し合い、一人ひとりの状況に応じた配慮をした園生活が送れるよう保護者との連携を図っている。3歳児以上クラスでは健康カードを通して健康状態などを知らせている。朝や延長保育の当番は保護者からの連絡は記録をして、担任に伝えている。保護者への連絡事項は、できるだけ担任が直接保護者に伝えるように配慮している。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	年度初めの懇談会の際に園目標やクラス目標、子どもの様子や育ちについて保護者に伝えており、年齢毎の成長や発育の特徴などを取りまとめた資料を配布している。保護者に年に1回の保育士体験を呼びかけ参加者を募り、子どもと一緒に過ごすことで育ちや発達の理解を深めており、参加後には個別懇談を行っている。個別の事情に合わせて、送迎時に子どもの姿や相談などを行う配慮もしている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待対応に関するマニュアルが作成されており、毎年研修にも参加して虐待についての知識を深めている。子どもの様子や変化については、1日に1回は着替えをするようにして、担任が一人ひとりの様子を確認し変化に気づけるように工夫している。また、異常などに気づいたり発見した際には保育マニュアルに沿って対応することになっている。